

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律

(平成一八年四月二六日法律第三一号)

一、提案理由(平成一八年三月八日・衆議院経済産業委員会)

二階国務大臣

……………(略)……………

続きまして、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法は、民間事業者の能力を活用しつつ、産業基盤施設の整備等を促進することによって、内需振興による国民経済の健全な発展や輸入拡大等による国際経済交流の促進を図ることを目的として、それぞれ、昭和六十一年及び平成四年に制定されました。

制定後、今日に至るまでの間に、両法に基づく支援措置により産業基盤施設の整備は着実に進捗し、地域経済における投資拡大や雇用創出がもたらされるとともに、輸入拡大等を通じて国際経済交流の活性化が図られてきており、両法に基づく支援措置の役割はほぼ達成されたと言えます。このため、法律に定められた廃止期限である平成十八年五月二十九日をもって両法を廃止することとし、本法律案を提案した次第であります。

……………(略)……………

以上が、これら法律案の提案理由及びその要旨でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告(平成一八年三月二三日)

石田祝稔君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案につきましては、これらに基づく産業基盤施設の整備が着実に進捗し、一定の成果も見られることから、その役割がほぼ達成されたことにより、法の附則に規定する廃止期限の到来に伴い、これらを廃止するものであります。

……………(略)……………

本委員会においては、去る三月八日三法律案に関し二階経済産業大臣から提案理由の

説明を聴取した後、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案について参考人から意見を聴取するなど、慎重な審査を行い、昨日質疑を終了したものであります。質疑終局後、三法律案につき、それぞれ採決を行った結果、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

三、参議院経済産業委員長報告（平成一八年四月一九日）

加納時男君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、三法律案の概要を申し上げます。

……………（略）……………

次に、いわゆる民活法及び輸入・対内投資法を廃止する法律案は、民活法及び輸入・対内投資法について法律に定められた廃止期限の到来に伴い、平成十八年五月二十九日をもって両法を廃止しようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、以上の三法律案を一括して議題として審査を行いました。

主な質疑は、特定ものづくり基盤技術の対象となる技術の範囲、国際競争力強化に向けた中小企業ものづくりの対策、指針に基づく研究開発の予算規模の妥当性、特定研究開発等計画の認定申請手続簡素化の必要性、二法案の廃止と国土の均衡ある発展との関係等、広範多岐にわたって行うとともに、中小企業ものづくり法案につきましては、四名の参考人から意見を聴取し、審査を進めてまいりましたが、これらの詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、三法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。